

# BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザー事業部 中国グループ 情報開発チーム

## EXPERT VIEW:【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2008 年 2 月に公布または施行された法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

<p>[法律] ○「中華人民共和国水污染防治法」(国家主席令第 87 号、2008 年 2 月 28 日改正法公布、同年 6 月 1 日施行)</p>	<p>改正法。水環境保護の目標達成状況により地方政府と責任者の評価を行うと規定したこと、「排污許可証」の取得義務を明記したこと、汚染者の第三者賠償責任など罰則を強化したこと、などが特徴。</p>
<p>[規則] ○「財政部、国家税務総局、中国人民銀行の『省・市を跨ぐ総・分機構企業所得税分配及び予算管理弁法』の印刷・発布に関する通知」(財預[2008]第 10 号、2008 年 1 月 15 日発布・実施)</p>	<p>企業所得税税収の中央と地方の配分について、企業の総機構(本社)と分支機構(支社)の所得を区分して計算するとした通知。中央 60、地方 40 を原則としながらも、分支機構所在地の地方に配慮した内容となっている。</p>
<p>●「商務部の 6 つの規則の廃止及び失効宣布に関する決定」(商務部令 2008 年第 2 号、2008 年 1 月 29 日公布・実施)</p>	<p>詳細は下記の解説をご参照。</p>
<p>●「国土資源部の『工業プロジェクト建設用地コントロール指標』の発布・実施に関する通知」(国土資発[2008]24 号、2008 年 1 月 31 日発布・実施)</p>	<p>工業用地の使用基準の改訂に関する通知。詳細は下記の解説をご参照。</p>
<p>○「2008 年第一次『高汚染、高環境リスク』製品目録」(国家環境保護総局、2008 年 2 月 26 日発布)</p>	<p>高汚染製品は生産過程での汚染がひどく、回復が難しいもの、高環境リスク製品は生産・輸送・貯蔵過程で汚染事故を発生しやすく、環境と人の健康に危害を及ぼしやすいものとされる。全 141 種類で、うち農薬、塗料、電池、有機化合物の 39 種類について増値税輸出還付の取消と加工貿易禁止を提案している。目録は、下記の国家環境保護総局ウェブサイトをご参照。 <a href="http://www.zhb.gov.cn/xcyj/zwhb/200802/t20080226_118672.htm">http://www.zhb.gov.cn/xcyj/zwhb/200802/t20080226_118672.htm</a></p>
<p>●「国家税務総局の外商投資企業及び外国企業の原若干優遇政策取消後の関係事項処理に関する通知」(国税発[2008]23 号、2008 年 2 月 27 日発布、同年 1 月 1 日実施)</p>	<p>旧企業所得税法に定められていた、外国企業が外商投資企業からの配当利益を再投資した場合の税還付の扱いなどに関する通知。詳細は下記の解説をご参照。</p>

### ●工業用地の使用基準が引き上げられる

今年 1 月 31 日付で、国土資源部から上記の通知が発布、実施された。「工業プロジェクト建設用地コントロール指標」とは、工業プロジェクト建設用地の使用基準を示したもので、単位面積当たり固定資産投資額(「投資強度」という)、容積率、建蔽率、オフィス・生活サービス比率、緑化率の 5 つが含まれている。2004 年 11 月から「試行」されてきたものだが、「試行」から正式実施へと変わり、内容も改訂されている。

5つの指標のうち、建蔽率(総用地面積に占める建築物用地占有面積、構築物用地占有面積及び荷置場用地面積の比率)は30%以上、オフィス・生活サービス施設比率は7%以下で以前と変わらない。また、緑化率は、これまでの「緑地を厳格に抑制する」から20%以下という基準が設けられた。

今回の改訂で大きく変わったのは、単位面積当たり固定資産投資額と容積率である。単位面積当たり固定資産投資額は、土地の等級と業種によって異なるが、一律にほぼ15%引き上げられた。容積率(総用地面積に占める総建築面積で、建築物の高さが8メートルを超える場合は超えた部分の建築面積を2倍として計算する)は、「化学原料及び化学製品製造業」が60%以上で以前と変わらず、「石油化工・コークス及び核燃料加工業」は40%以上から50%以上へと10ポイントの引き上げにとどまったが、その他の業種は全て20ポイント引き上げられた。(詳細は下記のとおり。)

今後、これらの基準が全国で実施されることになるので、ご注意いただきたい。

単位面積当たり固定資産投資額(投資強度)基準

(単位:万円/1万平米)

業種コード	一類 1~4等	二類 5、6等	三類 7、8等	四類 9、10等	五類 11、12等	六類 13、14等	七類 15等
13~19、22、24	≥1680 →≥1935	≥1350 →≥1555	≥975 →≥1125	≥675 →≥780	≥570 →≥660	≥510 →≥590	≥380 →≥440
20、31、42、43	≥1350 →≥1555	≥1080 →≥1245	≥780 →≥900	≥540 →≥625	≥450 →≥520	≥405 →≥470	≥380 →≥440
21	≥1575 →≥1815	≥1260 →≥1450	≥915 →≥1055	≥630 →≥725	≥525 →≥605	≥480 →≥555	≥380 →≥440
23、25、26、 29、34	≥2250 →≥2590	≥1800 →≥2070	≥1305 →≥1505	≥900 →≥1035	≥750 →≥865	≥675 →≥780	≥380 →≥440
27、28、37	≥3375 →≥3885	≥2700 →≥3105	≥1965 →≥2260	≥1350 →≥1555	≥1125 →≥1295	≥1020 →≥1175	≥380 →≥440
30	≥1800 →≥2070	≥1440 →≥1660	≥1050 →≥1210	≥720 →≥830	≥600 →≥690	≥540 →≥625	≥380 →≥440
32、33、35、 36、39、41	≥2700 →≥3105	≥2160 →≥2485	≥1575 →≥1815	≥1080 →≥1245	≥900 →≥1035	≥810 →≥935	≥380 →≥440
40	≥3825 →≥4400	≥3060 →≥3520	≥2235 →≥2575	≥1530 →≥1760	≥1275 →≥1470	≥1155 →≥1330	≥380 →≥440

(注) 固定資産投資額は、土地使用権代金、工場・建屋建設費、設備代金の合計。

各欄の上の数値は2008年1月まで旧基準額、下の数値は2008年2月以降の新基準額。

主要都市の土地等級区分

省・市名	地区名
遼寧省 瀋陽市 大連市	4等:大東区、東陵区、和平区、皇姑区、沈河区、鉄西区、于洪区/7等:沈北新区、蘇家屯区 4等:甘井子区、沙河口区、西崗区、中山区/6等:金州区、旅順口区
北京市	2等:朝陽区、崇文区、東城区、豊台区、海淀区、石景山区、西城区、宣武区/5等:通州区 /6等:大興区、昌平区、順義区/7等:門頭溝区、房山区/8等:懷柔区/9等:密雲県、平谷区、延慶県
天津市	4等:和平区、河東区、河西区、河北区、虹橋区、南開区/5等:塘沽区/6等:津南区、西青区 /7等:東麗区、大港区、北辰区、漢沽区/8等:武清区/9等:宝坻区、薊県、静海県
山東省 青島市 烟台市 濰坊市	4等:市南区、市北区、四方区、嶗山区、李滄区/8等:黄島区、城陽区 6等:芝罘区/8等:萊山区/9等:福山区、牟平区 6等:濰城区、奎文区/9等:坊子区、寒亭区
江蘇省 南京市	4等:白下区、鼓楼区、建鄴区、秦淮区、下関区、玄武区、雨花台区/6等:栖霞区/7等: 六合区、浦口区、江寧区

省・市名	地区名
無錫市	4等:北塘区、浜湖区、崇安区、南長区/7等:錫山区、惠山区
蘇州市	4等:滄浪区、虎丘区、金閶区、平江区/6等:吳中区、相城区
昆山市	7等:全域
常熟市	8等:全域
南通市	6等:崇川区、港閘区
上海市	1等:長寧区、虹口区、黄浦区、静安区、廬湾区、普陀区、徐匯区、楊浦区、閘北区/2等:浦東新区/6等:嘉定区、宝山区、閔行区/7等:南匯区、松江区、金山区/8等:奉賢区、青浦区/9等:崇明県
浙江省	
杭州市	4等:滨江区、拱墅区、江干区、上城区、西湖区、下城区/7等:蕭山区/8等:余杭区
寧波市	4等:海曙区、江東区、江北区/7等:北崙区、鎮海区/8等:鄞州区
嘉興市	7等:南湖区、秀洲区
紹興市	7等:越城区
広東省	
広州市	3等:白雲区、海珠区、荔湾区、夢崗区、天河区、越秀区/五等:黄埔区/6等:番禺区、南沙区/7等:花都区/8等:增城市
深圳市	3等:福田区、羅湖区、南山区、塩田区/4等:宝安区/5等:龍崗区
珠海市	4等:金湾区、香洲区/8等:斗門区
東莞市	5等:全域
中山市	5等:全域
仏山市	5等:禅城区/6等:南海区、順德区/7等:三水区/9等:高明区

(注)各都市とも九等までの地区を表示。

業種コード

13 農副食品加工業(≥100%)	29 ゴム製品業(≥80%)
14 食品製造業(≥100%)	30 プラスチック製品業(≥100%)
15 飲料製造業(≥100%)	31 非金属鉱物製品業(≥70%)
16 タバコ加工業(≥100%)	32 鉄鋼精錬及び圧延加工業(≥60%)
17 紡織業(≥80%)	33 非鉄金属精錬及び圧延加工業(≥60%)
18 紡織・服装・靴・帽子製造業(≥100%)	34 金属製品業(≥70%)
19 皮革・毛皮・羽毛及び同製品業(≥100%)	35 汎用設備製造業(≥70%)
20 木材加工及び竹・藤・シロ・草製品業(≥80%)	36 専用設備製造業(≥70%)
21 家具製造業(≥80%)	37 交通運輸設備製造業(≥70%)
22 製紙及び紙製品業(≥80%)	38 該当なし
23 印刷業・媒体複製(≥80%)	39 電気機械及び器材製造業(≥70%)
24 文教・体育用品製造業(≥100%)	40 通信設備・計算機及びその他電子設備製造業(≥100%)
25 石油化工・コークス及び核燃料加工業(≥50%)	41 計測器及び文化・事務機器製造業(≥100%)
26 化学原料及び化学製品製造業(≥60%)	42 工芸品及びその他製造業(≥100%)
27 医薬品製造業(≥70%)	43 廃棄資源・材料回収加工業(≥70%)
28 化学繊維製造業(≥80%)	

(注) ( )内は容積率

●企業所得税法の変更に伴う旧優遇措置の扱いについての通知が出る

企業所得税法の変更に伴い、旧税法に規定されていた優遇措置のうち、配当利益の再投資に対する税額還付、外国企業の利子・技術使用料所得に対する免税、及び新税法施行後に定期減免の条件に変更があった場合の扱いについて、国家税務総局から上記表中の通知が発布された。その要点は次のとおり。

1. 外国投資者による外商投資企業からの配当利益の再投資に対する税額還付

・2007 年末までに 2006 年度以前の利益を再投資したとき(外商投資企業の増加資本として再投資した場合は工商管理管理局での変更登記まで、新たに外商投資企業を設立した場合は工商管理管理局での設立登記まで完了したとき)は、税額還付を行う。

- ・2007 年末までに、2007 年度の予定配当利益を再投資したときは、税額還付を行わない。
- 注：2008 年以降に過年度の未処分利益を配当し再投資しても、税額還付は受けられないことになる。

## 2. 外国企業が中国から取得した利子、技術使用料に対する免税

- ・利子、技術使用料支払に関わる契約が 2007 年末までに締結され、旧税法の免税条件に適合し、税務機関の認可を受けている場合、契約の有効期間内は免税が継続適用される。ただし、期限延長、補充契約または拡大の条項は対象としない。
- 注：利子は国際金融機関と外国銀行が中国の銀行に借款を供与した場合、技術使用料は科学研究、エネルギー開発、交通事業発展、農林牧畜業生産及び重要技術開発で特許権、ノウハウを供与した場合が対象。

## 3. 定期減免を受けていた外商投資企業が 2008 年以降に条件が変わった場合

- ・2008 年以降に生産経営の業務性質または経営期間に変更があり、旧税法の定期減免の条件に適合しなくなった場合、減免期間中の税額を追納する。
- 注：生産型企业から非生産型企业への変更、経営期間満 10 年以下への変更があった場合が対象。

## ● 商務部の 6 規則が廃止・失効となる

今年 1 月 29 日付で、日本企業や日系企業にも関わりの深い商務部の規則が廃止または失効となった。国务院の行政法規・規則整理に関する通知に基づくとして、個々の廃止・失効の理由は述べられていないが、いずれも後に制定された法令によって代替されたためと見られる。規則の名称、内容及び廃止・失効の理由（推測）は、次のとおり。

### 【廃止された規則】

- ①「対外貿易代理制に関する暫定施行規定」（対外経済貿易部令 1991 年第 1 号、1991 年 8 月 29 日公布・施行）  
→ 対外貿易経営権を持つ公司・企業による他者の対外貿易代理についての規定。「対外貿易法」（2004 年 4 月 6 日改正法公布、同年 7 月 1 日施行）により代替されたためと思われる（同改正法により、全ての法人・その他の組織及び個人が届出登記により対外貿易経営権を取得できるようになり、また同法第 12 条に対外貿易代理の規定がある）。
- ②「対マカオ地区一般労働協力展開管理弁法」（[1998] 外経貿合発第 430 号、1997 年 7 月 27 日発布・施行）  
→ 説明省略
- ③「貨物自動輸入許可管理弁法」（対外貿易経済合作部令 2001 年第 20 号、2001 年 12 月 31 日公布、2002 年 1 月 1 日施行）  
→ 「自動輸入許可証」発行の手続き・条件に関する規則。同名の弁法（商務部・税関総署令 2004 年第 26 号、2004 年 11 月 10 日公布、2005 年 1 月 1 日施行）により代替されたためと思われる。
- ④「商業特許経営管理弁法」（商務部令 2004 年第 25 号、2004 年 12 月 30 日公布、2005 年 2 月 1 日施行）  
→ フランチャイズに関する規則。「商業特許経営管理条例」（国务院令第 485 号、2007 年 2 月 6 日公布、同年 5 月 1 日施行）により代替されたためと思われる。

### 【失効が宣布された規則】

- ①「中外合弁対外貿易公司の設立に関する暫定施行弁法」（対外貿易経済合作部令 2003 年第 1 号、2003 年 1 月 31 日公布、同年 3 月 2 日施行）
  - ②「『中外合弁対外貿易公司の設立に関する暫定施行弁法』補充規定」（商務部令 2003 年第 10 号、2003 年 12 月 7 日公布、2004 年 1 月 1 日施行）
- 上記はいずれも中外合弁対外貿易公司の設立条件・手続きに関する規則。「外商投資商業領域管理弁法」（商務部令 2004 年第 8 号、2004 年 4 月 16 日公布、同年 6 月 1 日施行）により代替されたためと思われる（同弁法により設立される商業企業は、中外合弁対外貿易公司の経営範囲を含み、条件も緩やか。）

（本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。）

# CHINA WEEKLY

## WEEKLY DIGEST

### 【経済】

◆**全人代 金融政策は引続き「引き締め」基調**:温家宝総理は5日、第11期全国人民代表大会(全人代)第1回会議の政府活動報告で、2008年のマクロコントロールについて、「過熱防止」と「インフレ防止」を重要課題とする方針を明らかにした。GDP成長率は「8%前後」を維持、CPI上昇率は4.8%前後に抑制することを目標としている。また、9つの重点施策として、穏健な財政政策と引き締めの金融政策、農業支援、経済構造改革、省エネ・汚染削減・品質安全強化、民生保障等を挙げている。

◆**輸出の伸びが鈍化 2月の貿易黒字急減**:税関総署が10日に発表した統計に拠ると、2月の輸出額は前年同月比6.5%増の873億米ドル、輸入は同35.1%増の788億米ドルで、貿易黒字は同63.9%減の85億米ドルとなった。輸出の伸び率は1月の26.6%から急減速、黒字額は1月の194.4億米ドルから大幅に縮小した。輸出急減の要因は、①春節連休による経済停滞、②50年ぶりの大雪による製造、輸送等の被害、③米国のサブプライム問題による米国経済の減速等と見られている。

### 【産業】

◆**1月 全国70大都市不動産価格11.3%上昇**:国家発展改革委員会、国家統計局の調査によると、1月の全国70主要都市の不動産価格は前年同期比11.3%上昇した。うち、新築物件の販売価格は同12.2%上昇、上昇率は前月より0.8ポイント高くなった。値上がり率が顕著であったのは、ウルムチ、南寧、寧波、岳陽、長沙の5都市で、それぞれ25.0%、20.3%、19.9%、17.6%、17.4%の上昇。前月に比べ値下がりがりした都市は重慶、済寧、深セン、徐州、沈陽、蘭州、広州の7都市で、それぞれ2.9%、2.1%、1.2%、1.1%、0.8%、0.6%、0.5%の下落。発展改革委員会は不動産市場の引き締め策の効果が現われ始めているとしている。

### 【投資・為替】

◆**國務院系新聞 外資撤退論を否定**:國務院発展研究センターが発行する「中国経済時報」は、労働・土地等のコスト上昇や税制優遇の廃止等を理由に、一部の外資企業が撤退していることに対し、一部の地域の一時的な現象として、外資撤退論を否定した。2007年のFDI(対内直接投資)は、新規認可件数が前年比8.7%減少しているものの、実行ベースでの投資金額は同13.6%増となっており、これは中国全体の産業構造の高度化の進展を反映するもので、外資企業の投資が調整期に入っていることを意味するとしている。また、世界銀行のレポート「中国の外資利用の見通しと戦略研究」でも、今後外資にとって、観光、教育、物流等サービス分野に大きな投資チャンスがあると指摘している。

### 【金融・為替】

◆**QFII投資限度額 引続き拡大**:国家外貨管理局の局長は6日、新たにQFII(適格外国機関投資家)に基づく投資を認可したことを明らかにし、2008年のQFIIによる対内証券投資の限度額を引続き拡大する方針を示した。低迷する国内の株式市場の活性化が狙いと見られている。

◆**FDIへのホットマネー流入を懸念**:本年1月のFDIの実行ベースでの投資額が前年同期比109%増の112億米ドルとなったことに対し、国家外貨管理局の局長は、ホットマネーによるものか否かは現状確定できないものの、人民銀行、商務部ともに、FDIとしてホットマネーが流入することは防止すべきであり、貿易項目下の取得外貨について取引の裏づけを検査する必要性を認識していると述べた。

## 人民元の動き

日付	Open	Range	Close	JPY		HKD		EUR		金利		上海A株	
				Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	(1wk)	指数	前日比	
2008.03.03	7.1052	7.1035~7.1098	7.1041	-0.0074	6.9027	0.1105	0.9127	-0.0001	10.7749	-0.0464	2.7800	4657.11	94.3300
2008.03.04	7.1080	7.1052~7.1129	7.1060	0.0019	6.8780	-0.0247	0.9128	0.0001	10.7975	0.0226	2.6000	4548.70	-108.4100
2008.03.05	7.1090	7.1072~7.1110	7.1081	0.0021	6.8567	-0.0213	0.9125	-0.0003	10.7780	-0.0195	2.5900	4503.62	-45.0800
2008.03.06	7.1080	7.1059~7.1143	7.1059	-0.0022	6.8683	0.0116	0.9132	0.0006	10.8932	0.1152	2.5600	4575.64	72.0200
2008.03.07	7.1065	7.1046~7.1141	7.1110	0.0051	6.9679	0.0996	0.9132	0.0000	10.9510	0.0578	2.3700	4512.22	-63.4200

## RMB レビュー&アウトルック

先週7.1200を上回り為替制度変更後の高値を更新した人民元は、今週7.1052でオープン。米ドルが対主要通貨で値を下げる中、人民元の対ドルでの上昇が見込まれたが5日に開催される全国人民代表大会(全人代)を控え、小幅な値動きに留まった。同全人代開幕後も為替相場に大きな変動は見られず、結局週初とほぼ同水準となる7.1110で越週となった。5日に全人代にて行われた温首相による政府活動報告では、インフレ懸念と過剰投資問題が改めて強調されインフレ抑制に向けた金融引き締め策の継続が確認された。今週、中銀総裁からは「金利引き上げ余地は明らかに残っている」とのコメントが出された通り、当局はまずは金融引き締めを継続するものと思われるが市場では人民元為替相場の上昇期待も強く、来週以降の2月の経済指標発表前後には注意が必要だろう。なお、来週の人民元為替相場は全人代会期中であることもあり、総じて小幅な値動きを予想する。

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ、宜しく申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。